

経営力強化資金

(ア) 融資条件等

令和6年7月19日現在

融資対象者	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの。 ※ 国の経営力強化保証制度に対応しています。																												
使途	運転資金・設備資金																												
融資限度額	5,000万円																												
利率	1年以内：年1.6%，1年超3年以内：年1.8%，3年超5年以内：年1.9% 5年超7年以内：年2.1%，7年超10年以内：年2.2%																												
信用保証料率	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けている場合 (既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る。) 年0.62% (2) 上記(1)以外の場合 保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。(単位：%)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.57</td> <td>1.37</td> <td>1.17</td> <td>0.97</td> <td>0.82</td> <td>0.62</td> <td>0.42</td> <td>0.27</td> <td>0.27</td> </tr> </tbody> </table> ※ なお、リスク計測モデルにより評点を算出できない者の保証料率は0.97%となります。										料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.57	1.37	1.17	0.97	0.82	0.62	0.42	0.27
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																				
保証料率	1.57	1.37	1.17	0.97	0.82	0.62	0.42	0.27	0.27																				
割引料率	パートナースhip構築宣言の宣言事業者又は鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は、0.1%引き下げます。 ※ 該当する場合は、宣言の写し又は登録証の写しが必要です。																												
融資期間	運転資金 5年以内(うち据置12月以内) 設備資金 7年以内(うち据置12月以内) 借換資金 10年以内(うち据置12月以内)																												
償還方法	毎月均等分割																												
申込先	取扱金融機関																												
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工中金(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)																												
借入申請に必要な書類	◇中小企業制度資金融資申込書(要綱1号様式) ◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ◇特定中小企業者認定書(保証料率(1)の場合) ◇事業行動計画書(申込人が策定したもの) ◇鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し ◇パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し ◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類																												

○連帯保証人・担保については、保証機関の定めるところによります。

○既に借り入れている資金の借換えや新たな資金の融資が可能かどうかについては、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

(イ) 融資の流れ

